

新旧対照表

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 災害危険区域（第3条—第4条）</p> <p>第3章 建築物の敷地及び構造（第5条—第9条）</p> <p>第4章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加（第10条—第22条の3）</p> <p>第5章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加（第23条—第28条）</p> <p>第6章 日影による中高層の建築物の高さの制限（第29条）</p> <p>第6章の2 手数料（第29条の2—第29条の15）</p> <p>第7章 雑則（<u>第30条—第30条の3</u>）</p> <p>第8章 罰則（第31条・第32条）</p> <p>附則</p> <p>（崖に近接する建築物）</p> <p>第5条 建築物を高さ2メートルを超える<u>崖</u>に接し、又は近接して建築しようとする場合は、<u>崖</u>の上にあつては<u>崖</u>の下端から、<u>崖</u>の下にあつては<u>崖</u>の上端から、その建築物との間に、その<u>崖</u>の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物を<u>崖</u>の上に建築しようとする場合においては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、建築物の用途、規模、構造、擁壁、<u>崖</u>等の状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。</p> <p>（劇場等の廊下）</p> <p>第14条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 災害危険区域（第3条—第4条）</p> <p>第3章 建築物の敷地及び構造（第5条—第9条）</p> <p>第4章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加（第10条—第22条の3）</p> <p>第5章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加（第23条—第28条）</p> <p>第6章 日影による中高層の建築物の高さの制限（第29条）</p> <p>第6章の2 手数料（第29条の2—第29条の15）</p> <p>第7章 雑則（<u>第30条・第30条の2</u>）</p> <p>第8章 罰則（第31条・第32条）</p> <p>附則</p> <p>（<u>がけ</u>に近接する建築物）</p> <p>第5条 建築物を高さ2メートルを超える<u>がけ</u>に接し、又は近接して建築しようとする場合は、<u>がけ</u>の上にあつては<u>がけ</u>の下端から、<u>がけ</u>の下にあつては<u>がけ</u>の上端から、その建築物との間に、その<u>がけ</u>の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物を<u>がけ</u>の上に建築しようとする場合においては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、建築物の用途、規模、構造、擁壁、<u>がけ</u>等の状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。</p> <p>（劇場等の廊下）</p> <p>第14条 劇場等（客席の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び耐火建築物で</p>

- 2 前項の劇場等の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 通路、階段又は避難階における屋外への出口に避難上有効に通ずること。
 - (2) 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、8パーセント（有効なすべり止めを設けた場合は、10パーセント）以下とすること。

第17条の2（略）

（建築物の敷地と道路との関係）

第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項各号に掲げるものを除き、同項ただし書の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号に規定する空地、同条第2号に規定する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2（略）

あつて、その客席の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のものを除く。）の各階における廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

「次の表」（略）

- 2 前項の劇場等の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 通路、階段又は避難階における屋外への出口に避難上有効に通ずること。
 - (2) 傾斜路とする場合は、その傾斜路のこう配は、8パーセント（有効なすべり止めを設けた場合は、10パーセント）以下とすること。

（劇場等の制限の緩和）

第17条の2 劇場等の用途に供する建築物で、知事がその用途又は規模により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、第11条から前条までの規定による制限を緩和することができる。

（建築物の敷地と道路との関係）

第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項各号に掲げるものを除き、同項ただし書の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2第1号に規定する空地、同条第2号に規定する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のものの敷地は、第26条で定める場合を除き、道路に4メートル以上接しなければならない。

- (1) 学校及び体育館
- (2) 病院及び診療所

第25条 (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

- (3) 劇場等
- (4) 展示場、百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- (5) 卸売市場
- (6) ダンスホール、遊技場及びキャバレー
- (7) 公衆浴場
- (8) 旅館、ホテル及び下宿
- (9) 共同住宅及び寄宿舎
- (10) 倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第27条において同じ。）
- (11) 自動車車庫及び自動車修理工場
（百貨店等の敷地等と道路との関係）

第25条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積が1,500平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積100平方メートルにつき1.2メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが6メートル未満である場合は6メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

2・3 (略)

（劇場等の敷地等と道路との関係）

第26条 劇場等の敷地は、次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計	幅員（単位メートル）
200平方メートル以下の場合	4.0
200平方メートルを超え、600平方メートル以下の場合	6.0
600平方メートルを超える場合	8.0

2 (略)

（倉庫等の出入口と道路との関係）

第27条 倉庫、自動車車庫（床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。）及び自動車修理工場（以下「倉庫等」という。）の敷地の出入口は、次の各号のい

第28条（略）

第7章 雑則

第30条（略）

（事務処理の特例）

第30条の2 この条例に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、同表の右欄に掲げる市が処理することとする。

事務	市
1 第17条の2の規定による認定に関する事務	那覇市 宜野湾市
2 第24条第1項ただし書（第28条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定に関する事務	浦添市 沖縄市 う るま市
3 第27条第1項ただし書の規定による認定に関する事務	

（規則への委任）

第30条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

れかに該当する道路に接して設けてはならない。ただし、知事が交通上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 交差点若しくは曲がり角から5メートル以内又は急坂の道路
- (3) 横断歩道、安全地帯、橋、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路

2（略）

（準用）

第28条 第24条第1項ただし書の規定は、同条第2項、第25条第1項及び第26条第1項の敷地等について準用する。

2（略）

第7章 雑則

第30条（略）

（規則への委任）

第30条の2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。